

宴会催事規約

㈱グリーンヒルホテル尾道(以下、ホテルと致します)では、宴会・催事に伴う宴会場のご利用に関して次のとおり規約を設けておりますので、予めご了承ください。

1. 適用範囲について

宴会又は催し物(以下、宴会等と称します)で当ホテルをご利用になる場合に、当ホテルがお客様と締結する契約(以下、宴会等契約と称します)は、この規約の定めるところによるものと致します。尚この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 宴会等契約のお申し込みについて

御申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申し込みください。お申込金の額は、宴会等の内容により当ホテルより提示させていただきます。ホテルが指定した期日までに現金又はホテル指定の銀行口座への振込による支払いがない場合は、宴会等契約はその効力を失うものとします。この場合、5項に掲げるところにより、取消料を申し受けます。お申込金は、宴会等代金、取消料のそれぞれ一部に充当させていただきます。

3. 宴会等契約の成立について

宴会等契約は、当ホテルがご契約の御申し込みを受領し、お申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。

4. 前払い金について

宴会等契約が成立したときは、ホテルが提示した金額を前払い金として、当ホテルが指定する日までに、現金又はホテル指定の銀行口座に振り込みにてお支払いいただけます。前払い金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただけない場合は、宴会等契約はその効力を失うものとします。この場合5項に掲げるところにより、取消料を申し受けます。

5. お客様よりのお取消しについて

お客様の都合により、宴会等契約の全部又は一部をお取消しされます場合、並びに期日を変更されます場合には、下記の内容の取消料を申し受けます。

- 開催日の90日前から45日前まで
宴会等の見積金額の10%。加えて手配済み実費諸費用。
- 開催日の44日から15日前まで
宴会等の見積金額の30%。加えて手配済み実費諸費用。
- 開催日の14日から8日前まで
宴会等の見積金額の50%。加えて手配済み実費諸費用。
- 開催日の7日から3日前まで
宴会等の見積金額の80%。加えて手配済み実費諸費用。
- 開催日の2日前から当日
宴会等見積金額全額。

※展示会におけるキャンセル料。

- 開催日の90日前から60日前まで
会場費の30%。加えて手配済み実費諸費用。
- 開催日の59日から30日前まで
会場費の50%。加えて手配済み実費諸費用。
- 開催日の29日前から当日
会場費の100%。加えて手配済み実費諸費用。

6. 料理数の変更について

料理数の変更については、10名を超える変更については開催日7日前の正午までに、それ以下の変更については開催日3日前の正午までにホテル担当係員までご連絡ください。当日出席人数が予定人数より減少した場合、3日前までに確定した最終数の料金を申し受けます。

7. 宴会時間と追加料金について

宴会場のご使用から終了までの契約時間(以下、宴会時間と称します)は、事前準備に1時間以上要する場合、又は宴会時間を超過した場合は、料金表所定の会場費を

申し受けます。但し、以前あるいは以後の会場使用状況の関連で、ご使用に応じられない場合もございます。

8. 経営・装飾・余興について

宴会等に関する装飾・音響・照明・映像・通信・仮設電源等の設備工事および記念品・レセプタント等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。ホテルの指定業者以外の業者を利用される場合は事前に、ホテルの了解を得てください。ホテルの了解のもとに、直接お客様が依頼した業者が行う場合は、ホテルの美観、動線などを踏まえて一定のルール及びホテルの指示に従って実施して頂くように、ホテルがその業者に説明申し上げますので、必ず事前にホテル担当者までご連絡ください。

9. 損害賠償について

- お客様およびお客様側のすべての関係者(出席者、お客様が直接依頼した業者を含む)が、万一ホテルの施設・什器備品を破損した場合は、その修理に関して、ホテルより指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、又はその損害の賠償金をご負担して頂きます。
- 宴会等代金および取消料につき、ホテルが定めた支払日までにお支払い無き場合は、延滞金(1年365日として日割計算、年利6%)を申し受けます。

10. 禁止事項について

次に挙げる各事項につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

- 犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜等の持ち込み(身体障害者介助犬を除く)
- 発火又は引火性の物品、有毒ガス、又は人体に重大な影響のある病原体・物質など危険物の持込み。
- 悪臭・異臭を発生するものの持込み。
- 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- 法令又は公序良俗に反する行為。
- ご予約時の使用目的以外のご使用。
- ホテル備品等の移動。
- 飲食の持込み。
- 太鼓等の打楽器・編成バンドの演奏および大音量を発生する機器の使用。

11. 当ホテルより宴会等契約の拒否及び解除について

当ホテルは次に掲げる場合においては、宴会等契約を取り消しさせていただくことがあります。この場合、契約取消しに伴う損害賠償はいたしかねますので、ご了承ください。

- お客様及び宴会等への出席者が、法令に規定、公序良俗に反する行為をすることおそれがあると当ホテルが判断した場合。又は同行為をしたと認められるとき、及び他のお客様にご迷惑をおかけすると当ホテルが判断したとき。
- お客様及び宴会等への出席者が、上記1～10の約款に違反する場合、あるいは、そのおそれがある場合。
- お客様及び宴会等への出席者が暴力団もしくはこれの支配下にあるもの、法人でその役員のうちに暴力団員等に該当するものがあるとき、その他反社会的勢力であるとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力。
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの。
- ホテルもしくはホテルの従業員に対し、暴力・脅迫・恐喝的行為、威圧的・合理的範囲を超える負担の要求をした場合。
- 宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災地変、火災、暴動、官公庁の命令、施設の故障、その他やむを得ない事情により宴会場を使用することができない場合、あるいは宴会等の実施が不可能になるおそれがきわめて大きい場合。